

事業主の皆様へ

障害者雇用納付金の納付期限の延長についてのお知らせ

台風18号により被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い地域の復興をお祈りいたします。

1 障害者雇用納付金の納付期限の延長について

台風18号による被害の甚大さに鑑み、次の①の地域における②の障害者雇用納付金については、その納付期限が延長されることとなりました。

① 次の地域に主たる事業所の所在地を有する事業主が納付するもの

茨城県常総市のうち相野谷町、東町、新井木町、大崎町、沖新田町、小保川、川崎町、小山戸町、十花町、上蛇町、新石下、収納谷、大房、館方、長助町、東野原、豊田、中妻町、中山町、原宿、兵町、福二町、平内、平町、曲田、三坂新田町、三坂町、水海道亀岡町、水海道川又町、水海道高野町、水海道栄町、水海道諏訪町、水海道宝町、水海道天満町、水海道橋本町、水海道淵頭町、水海道本町、水海道元町、水海道森下町、水海道山田町、箕輪町、本石下、本豊田、山口、若宮戸

② 平成27年9月10日から平成27年11月24日までに納付期限が到来するもの

2 延長後の障害者雇用納付金の納付期限

平成27年11月25日

3 その他

上記の地域以外に主たる事業所が所在する事業主であって、台風18号により被害を受けた場合は、申請により納付期限の延長または猶予を行うことができます。

平成27年10月1日

【お問い合わせ先】

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構
納付金部管理課

TEL. 043-297-9650